



【令和 8 年の夏】

8 月も終わろうとしています。

ここ数年、夏になるたびに「猛暑」「酷暑」という言葉を耳にすることが当たり前になりました。今年も 7 月中旬から下旬にかけて各地で記録的な高温となり、厳しい暑さが続きました。関東では、8 月に入ると台風や湿った空気の影響で曇りや雨の日も目立ち、暑さに加えて大雨への警戒も必要な夏となりました。



妻が最近始めた盆栽です！
私には、良さがよくわかりませんが(笑)

そうした中、7 月 28 日午後 4 時 27 分、熊本県を最大震度 7 の激しい揺れが襲いました。「令和 8 年熊本地震」です。

その前日の 7 月 27 日に発行した事務所だよりでは、熊本の食文化、特に馬刺しについて取り上げたばかりでした。その翌日に、熊本で再び大きな地震が発生するとは思ってもよらず、驚きを隠すことができませんでした。

私はかつて熊本で勤務していたことがあるため地震の発生後、当時一緒に仕事をした方々の安否が気にかかりました。幸い、私が連絡をとることのできた皆さんには、人的被害などの大きな被害はなかったようで、ひとまず胸をなで下ろしました。しかし、震源に近い宇城市、八代市、氷川町などでは、多くの方が亡くなられ、住宅や道路、橋梁などにも甚大な被害が生じました。

10 年前の平成 28 年熊本地震では、本震は主として布田川断層帯の活動によって発生し、益城町、熊本市、南阿蘇村などに大きな被害をもたらしました。今回の地震は、布田川断層帯につながる日奈久断層帯付近で発生したもので、前回とは被害の大きい地域が異なっています。



10 年前の熊本地震によってクランク状になった畦道（益城町大字堂園）

平成 28 年熊本地震からの復旧・復元工事が今なお続いている熊本城では、再び石垣が崩れ、天守閣をはじめとする建造物にも損傷が確認されたそうです。10 年をかけて一歩ずつ復興を進めてきた熊本の皆さんの心情を思うと、言葉がありません。

お亡くなりになった方々とその御家族に、心からお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われたすべての皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。

地震発生後の熊本では、最高気温が 35 度を超える猛暑日が続いています。断水や停電、避難生活が続く中での厳しい暑さは、被災された方々だけでなく、救助や復旧作業に携わる方々にとっても、大きな負担になっていることと思います。

一方、関東地方でも大雨による被害が相次ぎました。8月13日に千葉県を襲った記録的な豪雨では、道路が広い範囲で冠水し、千葉市内だけでも、水没や故障などにより道路上に残された車両が約2,500台に上ったとされています。住宅への浸水被害も各地で発生し、都市部であっても、短時間の集中豪雨によって日常生活が一変することを改めて思い知らされました。

この事務所だよりを執筆している間にも、北陸方面で大雨による災害が続発しています（27日の石川・富山、30日の福井）。

地震、大雨、台風、猛暑――。今年の夏を振り返ると、日本中どこにいても、私たちは災害と隣り合わせに暮らしていることを痛感します。

災害の発生を防ぐことはできません。しかし、飲料水や非常食の備蓄、避難場所や連絡方法の確認、家具の固定、車で冠水した道路に入らないことなど、日頃からできる備えはあります。大きな災害が発生したときだけでなく、平穏な日常の中でこそ、身の回りの備えを確認しておくことが大切なのでしょう。

被災地の一日も早い復旧・復興を願うとともに、来年の夏が、穏やかな気候と大きな災害のない夏になることを祈るばかりです。

【令和8年度改正：現金取引等における輸出免税要件の見直し】

消費税は、国内で消費される財貨やサービスに負担を求める税です。このため、国外で消費される輸出貨物のほか、国際通信や国際輸送など、輸出に類する一定の取引については、消費税を免除する「輸出免税」が適用されます。

輸出免税の適用を受けるためには、輸出許可書など、その取引が輸出されたことを証明する一定の書類を保存しなければなりません。

ところが、近年、この仕組みを悪用して消費税の不正還付を受けようとする事案が問題となっています。そこで、令和8年度税制改正では、現金取引等における輸出免税の適用要件が見直されました。

具体的には、輸出として行われる資産の譲渡または貸付けのうち、その代金を現金で受領する場合や、支払者が取引相手であることを客観的に確認しにくい方法で受領する場合には、従来の輸出許可書等に加えて、仕向国における輸入許可書に相当する書類を保存しなければ、輸出免税の適用を受けられないこととされました。

一方、銀行振込や荷為替手形による決済など、取引相手からの支払であることが明らかな場合は、今回の見直しの対象とはなりません。この改正は、令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡または貸付けから適用されます。

不正還付事案の実態

消費税の不正還付を企図する事案では、輸出代金について、現金で受領した、第三者を介して決済した、あるいは取引相手からの支払であることを確認しにくい方法で受領したと主張されることがあります。

また、実際にはほとんど価値のない物品を高額な貨物であるかのように装って輸出するとともに、国内で多額の課税仕入れを行ったかのように申告し、多額の還付を受けようとするケースも考えられます。

私も現役時代、消費税の不正還付事案に接してきましたが、このような事案では、輸出代金の決済だけでなく、そもそも輸出貨物の国内での仕入れが実際にあったのか、その仕入価額が適正なものなのかを確認することも容易ではありませんでした。

例えば、「見知らぬ相手から仕入れ、代金は現金で支払った」と主張し、現金を受け渡している場面の写真を証拠として提出してくるケースや、輸出入代金について「現金をハンドキャリーで運んで決済した」と主張する



ケースなどです。

写真が残されていたとしても、それだけで実際の取引内容、貨物の価値、支払者や受取人、資金の出所まで証明されるわけではありません。取引全体を裏付ける客観的な証拠が乏しいことが、この種の事案の特徴といえます。

輸入国側の書類を求める意味

これまでの不正還付調査では、輸出貨物の国内調達が架空であることや、申告された貨物と実際に輸出された貨物が異なることなどを、さまざまな資料から立証する必要がありました。

しかし、日本側の輸出手続だけでは、すべての貨物の内容や価値を詳細に確認することには限界があります。

これに対し、仕向国側では、関税や輸入時の付加価値税などを課税するため、輸入貨物の内容、数量、価格などを確認する必要があります。今回の改正によって、仕向国における輸入許可書に相当する書類の保存が求められることになれば、日本で申告された輸出取引と仕向国における輸入の事実とを照合しやすくなります。

したがって、今回の改正には、架空輸出や輸出価額の水増しなどを利用した不正還付を防止するうえで、一定の抑止効果が期待されます。

制度と税務執行の両面から

もっとも、不正還付を企図する者やグループは、制度の見直しに応じて、当局の想定を超える新たな手法を考え出す可能性があります。書類上の形式が整っているからといって、取引の実態まで真正であるとは限りません。

輸出免税に伴う還付リスクは、前段階税額控除方式と仕向地課税原則を採用する付加価値税に、ある程度内在する問題であるとの見方もあります。しかし、制度上避けられない問題として、不正を看過することはできません。

適正に申告・納税している事業者との公平を確保するためにも、制度面の不断の見直しと、取引実態に踏み込んだ的確な税務執行の両面から、不正還付を防いでいくことが期待されます。

【飲食料品の消費税率が1%に？】

政府は令和8年8月5日、「給付付き税額控除」の導入に向けた基本方針を閣議決定しました。その中で、令和9年4月1日から2年間、現在8%となっている飲食料品の消費税率を1%に引き下げる方針が示されました。

消費税は、平成元年の導入以来、3%、5%、8%、10%と引き上げられてきました。既存の税率そのものを引き下げる改正が実現すれば、消費税制度にとって大きな転換点となります。

対象となるのは、原則として、現在の軽減税率が適用されている「酒類・外食を除く飲食料品」です。スーパーで購入する肉、魚、野菜、米、弁当、総菜、飲料などは1%となる一方、酒類や飲食店での食事は、これまでどおり10%となる予定です。定期購読の新聞は現在8%ですが、今回

の引下げは飲食料品を対象とするものであり、新聞は対象外とされています。

例えば、税抜価格 1 万円の飲食料品について、現在の税込価格は 1 万 800 円です。税率が 1%になれば税込価格は 1 万 100 円となり、価格に完全に反映されると仮定すれば、消費者の負担は 700 円軽くなります。

さらに政府は、税率を 1%に引き下げるだけでなく、その 1%相当額の範囲内で、所得に応じた給付を令和 9 年度から先行して実施する方針です。税率引下げと給付を組み合わせることにより、中・低所得者について、飲食料品に係る消費税負担の「実質ゼロ化」を目指としています。

もっとも、本稿執筆時点では、政府の基本方針が示された段階であり、改正法案はまだ国会に提出されていません。消費税率 1%のうち国税と地方税をどのように配分するのか、所得連動型の給付を誰に、いくら、どのような方法で行うのか、減収分の財源をどう確保するのかなど、具体的な制度設計はこれから明らかになります。

事業者にとっても、対応は決して簡単ではありません。飲食料品の販売に使用するレジ、販売管理・会計システム、値札、メニュー、請求書などを 1%に対応させる必要があります。また、飲食店では、店内飲食は 10%、持ち帰りは 1%となるため、同じ商品でも提供方法によって 9 ポイントもの税率差が生じます。現在は 2 ポイントである税率差が大きく広がることで、店内飲食と持ち帰りの区分が、これまで以上に重要になります。

しかも、今回の措置は 2 年間の時限措置とされています。事業者は税率を 8%から 1%へ変更し、その 2 年後には、再び税率変更に対応しなければなりません。家計の負担軽減という効果が期待される一方、短期間に二度のシステム変更を求められる事業者の負担も無視できません。

令和 9 年 4 月の実施まで、残された期間はそれほど長くありません。今後国会に提出される法案や関係政省令により、制度の具体的な内容と実務上の取扱いがどのように定められるのか、引き続き注目する必要があります。



バットマンの一言

【9 年度予算編成・税制改正に向けたキックオフ】

国の予算編成と税制改正は、例年、各府省庁が翌年度の概算要求と税制改正要望を 8 月末までに提出するところから、本格的に動き始めます。霞が関で仕事をしていた頃、この時期を迎えると、「ああ、今年もこの季節が来てしまったか」と、少し憂鬱な気持ちになったものです。

8 月末は、単に要求書や要望書を提出する期限ではありません。それから年末にかけて、財務省による予算査定、各省との折衝、税制改正要望の検討、与党税制調査会での議論など、膨大な作業が続きます。霞が関で働く人たちにとっては、まさに年末、そして関連法案が成立する春まで続く長い道のりの「キックオフ」です。

令和 9 年度予算は、高市政権が概算要求の段階から一貫して編成に取り組む初めての予算となります。政府は、『責任ある積極財政』の方針の下、危機管理投資や成長投資を進めるため、新たに『「強く豊かな日本」投資枠』を設ける方針を示しています。各府省庁から、どのような予算要求や税制改正要望が提出され、そこに高市政権のカラーがどのように表れるのか、注目したいと思います。

物価高が続く中、家計や事業者の負担を和らげる施策は必要です。現に、日々の生活や事業経営に困難を抱えている方が数多くいらっしゃることも、忘れてはなりません。

一方で、目の前の負担を軽くすることだけを優先し、その費用を国債などによって将来に先送りすれば、いずれ、より重い負担となって私たちや次の世代に戻ってきます。短期的な給付や減税が本当に必要な人に届くのか、将来の成長や所得の増加につながるのか、恒久的な政策であれば安定した財源が確保されているのか――。そうした点を丁寧に見極める必要があると考えます。

「今を支えること」と「将来に責任を持つこと」は、どちらか一方を選べばよいものではありません。

令和 9 年度の予算と税制が、足元の厳しい状況に的確に対応しながら、将来世代に過度な負担を残さない、真に「責任ある」ものとなることを期待したいと思います。

**今月も最後までお読みいただき、
ありがとうございました。**

